

Title	〈歴史犯罪学〉の成果と展望(上) : 西欧における犯罪の社会史研究を中心に
Sub Title	Ergebnisse und Perspektiven der Historischen Kriminologie (I) : Neuere sozialgeschichtliche Forschungen der Kriminalität in West-Europa
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1989
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.2 (1989. 7) ,p.228(40)- 244(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19890701-0040
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19890701-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〈歴史犯罪学〉の成果と展望（上）

——西欧における犯罪の社会史研究を中心に——

矢野 久

目 次

はじめに

第一章 イギリス的方法による〈歴史犯罪学〉

第一節 工業化／都市化と犯罪性—社会科学的・統計的分析—

第二節 「下からの社会史」としての犯罪史研究

第三節 犯罪の制度史的研究

（以上本号）

第二章 西ドイツにおける〈歴史犯罪学〉

おわりに

はじめに

1970年代以降、社会史研究は個別領域を対象とし、そこから社会全体の歴史を解明しようとしてきた。社会史の対象とする個別領域はますます拡がり、また深化の一途をたどっている。と同時に、その対象に接近する方法や視角も絶えず変化してきている。ここで扱う犯罪の社会史研究においても同様のことが確認できよう。わが国においてフランスの犯罪史研究を積極的に紹介している福井憲彦氏がかつて力説したように、1970年代以降の犯罪史研究はある社会全体の歴史を構成する一要因として犯罪と刑罰を捉えてきた⁽¹⁾。しかし、その実り多い研究成果を回顧すると、犯罪と刑罰から社会全体の歴史を再構成しようという犯罪の社会史研究もまた必ずしも一様ではなく、そこには多様な成果が認められるし、そればかりか時には鋭く対立する視角さえも確認できるのである。わが国においては、Foucault の『監獄の誕生』、Deyon の『監獄の時代』、Farge と Zysberg の研究が邦訳され、フランスにおける犯罪の社会史研究の紹介はかなり進んでいるといえるが、それらは、⁽²⁾

注（1） ピエール・デイヨン「18, 19世紀フランスにおける犯罪と社会」福井憲彦訳『思想』no. 687, 1981年9月号, への福井氏の解題参照。

（2） ミシェル・フーコー『監獄の誕生—監視と処罰—』田村淑訳 新潮社 1977年, デイヨン「犯罪と社会」の他に同著者による『監獄の時代—近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論—』福井憲彦訳 新評論 1982年, アルレット・フェルジュ／アンドレ・ズィスベール「18世紀パリにおける暴力の舞台」福井憲彦訳『都市空間の解剖』アナル論文選4, 新評論 1985年所収, 志垣嘉夫「アンシアン・レジームの犯罪社会学的研究—最近の諸研究について—」『史淵（九州大学）』第113輯, 1976年。

西欧の多様な犯罪の社会史研究の重要な一翼を形成していたとはいえ、必ずしも主要な流れではなかったのである。そこで本稿では、イギリス（むしろ英語圏といった方がより正確であるが）と西ドイツにおける最近の犯罪の社会史研究、〈歴史犯罪学〉の成果を概観し、その主要な潮流の特徴を析出することにする。そうすることによって、フランスの犯罪史研究がある程度相対化されるであろうが、同時にフランスの犯罪史研究の積極的意義も獲得されうるであろう。とりわけ〈歴史犯罪学〉においては相対的に遅れていると思われる西ドイツにおいては、イギリスとフランスの犯罪史研究の長所と短所を見据えながら研究していくという利点があったからである。

第一章 イギリスの方法による〈歴史犯罪学〉

犯罪・犯罪現象ないし犯罪性（Kriminalität）は19世紀ヨーロッパの同時代にとって重要な関心事の一つであった。しかしながら、19世紀ヨーロッパ社会の社会的・歴史的变化については歴史家によって精力的に究明されてきたのに対し、犯罪性についての歴史家の研究は必ずしも充分とはいえないものであった。その理由の一つには、犯罪発生率の上昇をデュルケイムのアノミー概念、つまり、都市が個人の均衡を破壊し逸脱行為を促進したという考えから説明することで歴史家が満足していたことと無関係ではあるまい。⁽³⁾

たとえば、19世紀イギリスにおける犯罪と工業社会を分析対象とする Tobias は、犯罪統計は犯罪性の指標にはなりえないとして統計分析を否定し、当時の刊行物、報告書等をもとにしてそこに表現された「犯罪階級」像を析出する。19世紀前半に社会が急激に変化することによって、大都市（特にロンドン）の特殊な居住区域に普通の労働者階級とは異なる特殊な「犯罪階級」が集まった。19世紀の大都市は、農村共同体が有していた絆を提供することができず、人々は「犯罪階級」の仲間に入ることによってはじめて絆を獲得することが可能となり、こうして大都市の特殊な居住区域における「犯罪階級」の独自の世界とネットワークが形成されたという。それに対して19世紀後半においては、犯罪現象は異なった展開を見せ、青少年犯罪が減少し、全体として犯罪発生率が低下したとみなされる。⁽⁵⁾

Tobias は犯罪現象の変化に影響を与えた要因として社会諸制度を重視する。19世紀前半の犯罪発生率の上昇については、貧困という経済的要因ではなく、人口増加による都市の急激な成長、とりわけ多くの青少年層が都市に流入したことによる社会的諸制度の貧困があげられ、それに対して19世紀中頃以降の犯罪発生率の低下については、社会的諸制度の改善、具体的には教育の普及や住

注（3） 批判的コメントとして Howard Zehr: *Crime and the Development of Modern Society*, London 1976, pp. 19ff. 参照。イギリスの犯罪と刑罰の問題について犯罪報道の社会史の側面から興味深い分析を行なった村上直之「バルワー・リットンとその時代」『法学セミナー』no. 387, 1987年3月号（連載中）があり、参照されたい。

（4） J. J. Tobias: *Crime and Industrial Society in the Nineteenth Century*, London 1967, p. 21.

（5） Tobias: *Crime*, Chap. 4, 6, 7.

（6） Tobias: *Crime*, pp. 150ff., 157ff.

犯事情の改善，刑罰制度の改革，刑法の改正と警察制度の整備と効率化があげられる。⁽⁷⁾

このように，Tobias の先駆的業績は，犯罪性を社会の発展との関係において捉えようとするものであったが，第一に，社会科学的な統計分析を否定し，第二に，犯罪を「犯罪階級」の犯罪に限定し，しかも犯罪者と権力との関係において把握しなかったという点で，犯罪の社会史的研究といえるものではなかった。むしろ，デュルケイムの社会学的構想を19世紀イギリス社会に適用したにすぎなかったのである。

しかし最近のイギリスを中心にアメリカ，カナダにおける社会史的な〈歴史犯罪学〉研究は，こうした仮説に対し根本的な疑念を呈し，それとは異なる視角から犯罪と犯罪性の歴史的分析を積み重ねてきた。もとより，これらの諸国における犯罪の社会史研究にはそれぞれの歴史学の伝統から来る差異があり，それゆえ一括して論ずることにはむりがあるが，しかしそれらの差異の背後に，一定の共通の問題意識と接近方法がみられるのも事実であり，ここではあえて「イギリスの方法」として一括してとりあげ，そこに存在する公分母としての最近の「イギリス的方法」による〈歴史犯罪学〉研究の成果を概観し，犯罪の社会史研究の今後の展望を見きわめることにある。

さて，社会史的な〈歴史犯罪学〉研究を回顧すると，大別して三つの潮流ないし研究方向が確認できる。第一は，社会科学的不いし統計的分析を通して工業化／都市化と犯罪性との関係を明らかにしようとするものである（第一節）。第二は，犯罪行為を行なった者と権力との間の対抗関係の中で犯罪現象を「下から」把握しようとする研究である。すなわち刑法による権力の側の対応の中で犯罪性が問題とされるのである（「下からの社会史」としての犯罪史研究）。それに対し第三の研究方向は，刑法よりはむしろ刑事訴訟手続きに研究の重点をおくもので，刑事司法制度，さらには刑法と刑事訴訟法の関連を通して社会の構造そのものに研究関心を置くものである（犯罪の制度史的研究）。

第一節 工業化／都市化と犯罪性

——社会科学的・統計的分析——

まず，社会科学的・統計的分析によって工業化／都市化と犯罪性の関連を取り扱う研究方向をみてみよう。この研究方向は，犯罪者の生活諸条件を追跡し，主に量的分析から人間を法律違反に至らしめた社会的背景を明らかにしようとするものである。そこでは，長期の歴史的発展との関係で犯罪性の変化，犯罪類型の変化が分析され，社会の枠組みの中で犯罪性が考察される。

さて，都市化ないし工業化と犯罪性との関係について，都市と工業の発展が犯罪をもたらしたという従来の説に対して，1970年代に，産業革命が逆に犯罪の減少の起因となったということが示されるにいたった。⁽⁸⁾ Lodhi と Tilly は1973年の先駆的研究において，1831年から1861年までのフラン

注（7） Tobias: *Crime*, Chap. 9, 11, 12.

（8） 1970年代初めまでの研究業績については，Roger Lane: "Crime and the Industrial Revolution. British and American Views", in: *Journal of Social History*, VII, 1974 を参照。1970年代後半までの研究業績については，Victor Bailey: "Crime, Criminal Justice and Authority in England", in: *Society for the Study of Labour History*. Bulletin, no. 40, 1980 を参照。

スを対象に、所有権侵犯、対人犯罪、集団的暴力という三つの犯罪行為形態と人口集中・都市成長率双方の関係を長期の傾向分析と構造分析によって統計的に解明した。⁽⁹⁾

彼らの結論は、都市化は高い犯罪率と結びついてはいないということ、所有権侵犯を促進したのは都市化ではなく都市性 (urbanity) ないし都市的環境 (urban settings) であるのに対し、対人犯罪は都市性・都市化共に影響を受けず、また、集団的暴力は都市性や都市化ともまた犯罪とも相互の関係はなく、むしろ権力構造や政治的事件とより強い関係で結ばれていたということである。⁽¹⁰⁾

このように、Lodhi と Tilly は、三つの犯罪的行為形態のうち、所有権侵犯のみを都市性と関係させ、都市化と犯罪性との相関を否定した。彼らのこの分析結果は、その後の犯罪史研究に大きな波紋を投げかけるものであった。たとえば Zehr は Lodhi と Tilly の研究に触発されて、19世紀ドイツとフランスを例に、農村よりも都市において犯罪発生率が高かったか否か、近代化の過程で犯罪にいかなる変化があったか、という問題を提起する。Zehr は両国の犯罪統計を統計分析することによって、次のような現象を析出した。第一に、19世紀に犯罪発生率、とりわけ所有権侵犯の発生率が上昇したのに対し、暴力犯罪のそれは低下したということ、第二に、物的生活条件に対する所有権侵犯と暴力犯罪の対応関係が19世紀に変化したということである。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

こうした現象は、都市性と都市化が社会的混乱とアノミーをもたらしたという旧来の説では説明できないとして、Zehr は新しい解釈を試みる。すなわち、19世紀前半までは村の伝統によって保護され、非公式の社会統制が効力をもっており、物的必要性は高かったが期待は低く、それゆえ窃盗率も低かったのに対し、19世紀中葉以降、前工業社会から都市的工業社会への移行により、都市においては、個人への束縛が減少し、盗むものがより多くなり、効率のよくない形式的統制が現われ、他方で期待が高くなり、それゆえ盗む動機も強くなったと説明する。⁽¹³⁾

他方で Zehr は、農村社会においては社会的緊張は従来考えられていたよりも高く、それゆえ、19世紀農村社会における暴力犯罪の高い発生率は暴力が社会的衝突の表現であることを示しているとして、近代化が特に19世紀前半には社会的衝突と緊張をもたらし、暴力犯罪の増加をひきおこしたとみなす。そして19世紀後半に暴力が減少し所有権侵犯が増加したのは、都市生活への順応、近代世界の勝利、犯罪的行為の近代化を反映しているというのである。⁽¹⁴⁾

先に述べた、都市化ではなく都市性に所有権侵犯との関係を見いだした Tilly と Lodhi の研究

注(9) Abdul O. Lodhi/Charles Tilly: "Urbanization, Crime and Collective Violence in Nineteenth-Century France", in: *American Journal of Sociology*, vol. 79, no. 2, 1973, pp. 298f.

(10) Lodhi/Tilly: "Urbanization", pp. 300ff., 305ff., 312ff.

(11) Zehr: *Crime*; Zehr: "Modernization of Crime in Germany and France, 1830-1913", in: *Journal of Social History*, 8, 1975.

(12) Zehr: *Crime*, Chap. 2, 3; Zehr: "Modernization", pp. 122-130.

(13) Zehr: *Crime*, pp. 80ff.; Zehr: "Modernization", pp. 130f.

(14) Zehr: *Crime*, Chap. 3; Zehr: "Modernization", pp. 131f.

に対して、Zehr とほぼ同時期に同じく犯罪現象の統計分析にもとづいて異論を唱えたのが McHale と Johnson である。⁽¹⁵⁾ McHale と Johnson は、1880年代ドイツの大不況期には都市性と犯罪との相関は負の関係にあり、また、犯罪発生率の高かったのはプロイセン東部の農村地域で、都市化され、工業化されたプロイセン西部の地域では逆に犯罪発生率は低かったと主張した。そしてその原因を地域における富の不均衡の程度に見いだす。⁽¹⁶⁾ さらに McHale と Johnson は、1885年から1914年の間のドイツにおける犯罪の統計分析を行なうことによって、1900年以降では犯罪現象が変化し、1900年以前とは異なり、都市化され、工業化された地域で高い犯罪発生率が確認されるとみなす。つまり、犯罪性と都市性は急激な都市化ないし工業化を達成した直後の時期において高い相関関係にあり、逆に、急激な都市化と工業化の過程においては相関関係はなかった、と主張するのである。⁽¹⁷⁾ McHale と Johnson はこうした変化の原因を社会的なストレスに求める。1880年代では東部農村地域において社会的ストレスが高く、1900年以降は都市と工業の中心地で社会的ストレスが高くなったというのである。⁽¹⁸⁾

1980年には McHale と Johnson は1882年から1914年までの時期におけるドイツの少年犯罪の統計分析を行ない、第一に、都市と工業の発展と犯罪の地域的差異との間の関係を明らかにし、第二に、経済的困窮、社会的不快と機会の差異が犯罪態度の地域的類型に与える作用を明らかにしようとした。⁽¹⁹⁾ そして上述の研究と同じ結論に達したのである。すなわち、第一に、犯罪発生率の上昇は都市化と工業化とは関係しないということ、第二に、犯罪発生率の高い都市は、工業的にあまり発展しておらず、社会的機会が制限され人種的に多様な都市であったということ、これらの都市では経済的な福利が未発達であり、社会的な組織の混乱が頻繁化していたということ、第三に、1900年以降は都市と工業の発展した地域に高い犯罪発生率がみられるようになったということである。換言すれば、都市的、工業的発展のような社会の構造的要因よりは、困窮や機会の差異のような直接に彼らの生活と関係する、彼らのいう「社会経済的諸条件」の方がより重要な要因であったということである。⁽²⁰⁾

ところで、この共同研究者の一人 Johnson は1982年の論文では統計分析の対象範囲を拡大した分析を行なった。Zehr らの研究が有罪判決統計にもとづく統計分析であり、又 Johnson たちの以前の研究では県単位での統計分析であったのに対し、Johnson はこの1982年の論文では検視官統計に立脚し、かつ1,047の郡を対象に1870年から第一次世界大戦勃発までの時期におけるドイツの犯

注 (15) Vincent E. McHale/Eric A. Johnson: "Urbanization, Industrialization, and Crime in Imperial Germany: Part I", in: *Social Science History*, no. 1, 1976; McHale/Johnson: "Part II", in: *Ibid.*, no. 2, 1977.

(16) McHale/Johnson: "Urbanization: Part I", pp. 51-71.

(17) McHale/Johnson: "Urbanization: Part II", pp. 216-231.

(18) McHale/Johnson: "Urbanization: Part II", pp. 243f.

(19) Johnson/McHale: "Socioeconomic Aspects of the Delinquency Rate in Imperial Germany, 1882-1914", in: *Journal of Social History*, vol. 13/no. 3, 1980, p. 386.

(20) Johnson/McHale: "Socioeconomic Aspects", pp. 393-398.

罪の統計的分析を行なった。そしてこれまでとは異なる結論を導き出したのである。すなわち、第二帝制期における犯罪発生率の上昇は所有権侵犯ではなく暴力犯罪の増加によるものであること⁽²¹⁾、都市—農村の差異については以前の共同研究では1880、90年代においては所有権侵犯も暴力犯罪も都市性とは相関関係はなく、1900年以降都市性と所有権侵犯の間に相関関係があると結論づけたのに対し、1982年の論文では、都市においては窃盗率は農村に比して高く、所有権侵犯は構造的に都市—農村の差異に関係しているということである⁽²²⁾。

このように Johnson は彼自身の以前の研究結果と異なり、近代の発展する資本主義社会においては所有権侵犯は農村におけるよりは都市における現象であると主張するようになり、同時に以前の共同研究での論点、すなわち、貧困と他民族（とりわけリトアニア人とポーランド人）居住率の高い地域という二つの要因を所有権侵犯の高い発生率の原因として強調するにいたった⁽²³⁾。

さらに Johnson はこうした観点に立脚して、Cohen と共同でフランスを例にできうるかぎり広義の犯罪を統計分析の対象とする。つまり Lodhi と Tilly がフランスの最高裁で審議された重罪のみを統計分析の対象とし、また時期としては1841年から51年のいわゆる革命期を対象としていたのに対し、Cohen と Johnson は対象時期をずらし、1875年から1890年までを分析対象とする。さらに工業就業率、離婚率、青少年人口比率というより広い社会経済的指標をとることにより、Lodhi と Tilly による統計分析の欠損を克服しようとした⁽²⁴⁾。

Cohen と Johnson の分析によると、暴力犯罪には都市と農村の差異ではなく、むしろ外国人の比率が影響を及ぼしたということ、所有権侵犯については高い犯罪率を示す年齢層が集中し、離婚率が高い都市において所有権侵犯の発生率が高かったという結果を得た。つまり農村よりも都市において、より多くの所有権侵犯がみられ、農村では逆に暴力犯罪が多かったということ、また外国人と青少年の比率が犯罪動向の鍵をなしているということである⁽²⁵⁾。

それに対して、Gatrell は1834年から1914年までのイギリスを対象に犯罪発生率の低下を主張する。彼は暴力犯罪と所有権侵犯の双方の犯罪を対象に統計分析を行なう。暗数の問題があるばかりでなく、逮捕、裁判、判決それぞれにおいて犯罪件数が異なり、しかも司法当局の政策がからんでいるため統計分析はきわめて困難であるが、そうした困難性を認識しつつ長期の犯罪発生率の統計分析とその変動要因の析出を行なう⁽²⁶⁾。

注 (21) Johnson: "The Roots of Crime in Imperial Germany", in: *Central European History*, vol. 15, no. 4, 1982, p. 359.

(22) Johnson: "Roots", p. 365f.

(23) Johnson: "Roots", p. 373.

(24) David Cohen/Johnson: "French Criminality. Urban-Rural Differences in the Nineteenth Century", in: *Journal of Interdisciplinary History*, VII, 1982, p. 479.

(25) Cohen/Johnson: "French Criminality", pp. 485ff., 490f.

(26) V. A. C. Gatrell: "The Decline of Theft and Violence in Victorian and Edwardian England" in: V. A. C. Gatrell/Bruce Lenmann/Geofrey Parker (eds.): *Crime and the Law. The Social History of Crime in Western Europe since 1500*, London 1980, pp. 279ff.

Gatrell によれば、殺人などの重罪ばかりか小さな暴力犯罪の発生率もまた19世紀に低下した。それはイギリス社会がより平和になったということを意味するものであった。しかし暴力犯罪発生率の低下は警察や裁判所や処罰制度の効率化によるものではなかった。こうした制度はむしろ所有権侵犯の発生率の低下をもたらすものであった。Gatrell は所有権侵犯の発生率も19世紀に低下したと主張する。低下要因として矯正制度、警察・裁判所の効率化があげられるとはいえ、Gatrell がもっとも決定的な低下要因として考えているのは所有権侵犯と経済的趨勢との関係である。すなわち19世紀半ばまでは食糧品価格と高失業率が重なることにより所有権侵犯の発生率を高めたのに対し、19世紀後半においては二つの要素が結びつくことはなく、経済的困窮と窃盗発生率とは負の関係になった。しかし20世紀になると再び経済的な困窮が到来し、それが窃盗発生率の上昇を導いた⁽²⁷⁾という。

このように Gatrell は物的成長や経済的進歩と犯罪とは正の相関関係にないと主張する。ところで Gatrell の研究の新味は、ヴィクトリア期イギリスの「進歩」の時代に犯罪発生率が低下した原因を国家権力との関係において捉えようとしたところにある。すなわち「進歩」の時代に裕福な階級はますます裕福になったのに対し、熟練・不熟練労働者の格差が拡大し、住民の30%、労働者階級の約半分は貧困線以下の生活を強いられ、社会的上昇の可能性は閉ざされ、それゆえこれら貧困層にとって犯罪は必要な収入補助の源であった。Gatrell は、それにもかかわらず彼らが19世紀後半に犯罪を犯すことがより減少した原因を、一方で、これら下層階級に国家統制が徐々に浸透したこと、他方で、市場諸力の均衡が高まり、社会が全体として均衡のとれたものに変化したことに見⁽²⁸⁾いだしたのである。

このように Gatrell の研究は犯罪現象の統計的分析にとどまらず、違法行為を犯した社会下層と国家権力との関係を示唆するものでもあった。しかし、この問題は犯罪現象の統計分析が精力的に行なわれ始めた時期にすでに犯罪の社会史研究の一つの重要なテーマとして考察の対象となっていたのである。それは「下からの社会史」研究の枠組みの中で、とりわけ18世紀イギリス社会における犯罪性の問題として分析されていたのである。そこで次にこうした観点からの社会史研究の動向をみてみよう。

第二節 「下からの社会史」としての犯罪史研究

ところで、特に18世紀イギリスについての犯罪史研究においては、犯罪と刑事司法に対する関心の高まりは1960年代末以降のことであり、それは Thompson に代表される「下からの社会史」が18世紀社会史の意味を解明するために研究の重点を暴動から犯罪と刑事司法へと移行させたことと⁽²⁹⁾関係していると思われる。国家権力との多様な緊張関係において法律違反者を問題とする先駆的業

注 (27) Gatrell: "Decline", pp. 290ff., 296ff., 305ff., 312f.

(28) Gatrell: "Decline", pp. 333f., 336f.

(29) E. P. Thompson: *Whigs and Hunters. The Origin of the Black Act*, London 1975.

績は、1970年代中葉に精力的に公刊されはじめた。⁽³⁰⁾ 権力に対する民衆の違法行為と民衆に対する国家の「規律権力」の側の「社会統制」との間の社会的対立という文脈で犯罪性を捉えようとしてきているのである。⁽³¹⁾

Thompsonによれば、封建社会においては封建領主の領地の周辺に住む人々は、狩猟し、漁をとり、森林で木を収集する権利をもっていた。しかし資本主義の生成が、こうした隷農を賃金労働者に、そして領地を私的土地所有に変えた。Thompsonは裁判資料、司法当局の資料ならびに政府内部での議論をもとに、当時の支配者であるホイッグ寡頭制の積極的役割を重視し、この寡頭制が自己の財産とステイタスを正当化するために新しい刑法を創りだし（「ブラック・アクト」の展開）、この刑法によって封建社会から資本主義に移行する過程で生じた経済的・社会的諸条件の変化に対応した、ということを示唆した。今や処罰されるべきは対人犯罪ではなく、所有に対する犯罪（=所有権侵犯）となった。しかしこのことは、支配者が被支配者を抑圧するために法を必要とし、一方で被支配者は何も必要としなかったということを意味するものではない。Thompsonは法を手段として被支配者が自己の権利のために闘ったというもう一方の側面を重視するのである。つまり、犯罪と刑罰の新しい定義は社会的対立と衝突の結果として位置づけられる。⁽³²⁾

それゆえ法はThompsonによれば、階級権力を正当化するイデオロギーとして存在したのであり、階級関係が法形態を通して表現され、したがって法はそれ自身の独自の歴史と展開の論理をもっていたということになる。法は単に支配階級の装置ではなく、支配階級は「法」と衝突することもありえた。つまり、一方で法は現存の階級関係を支配者の有利なように媒介し、他方で法はこうした階級関係を支配者の行為に枠をはめる法形態を通して媒介したのである。18世紀イギリス社会は決して同意の社会ではなかったのである。⁽³³⁾

ところでThompsonのこの研究は、18世紀イギリス社会における犯罪と社会に関する共同研究の副産物であった。⁽³⁴⁾ この共同研究は、1975年にAlbion's Fatal Treeと題して出版された。その中でHayは、Thompsonとならんで後の犯罪の社会史研究に大きな影響を与えた観点を提示している。Hayは、刑法が18世紀イギリス社会の権威と服従を支えるのに決定的に重要な役割を果たし、支配階級のイデオロギーの手段の一つを形成していた、とみなす。⁽³⁵⁾ この観点からHayは、18世紀

注(30) Douglas Hay et al.: *Albion's Fatal Tree. Crime and Society in Eighteenth-Century England*, London 1975; Thompson: *Whigs*; James S. Cockburn (ed.): *Crime in England 1550-1800*, London 1977. イギリスを対象とするわが国の犯罪史研究としては福士正博「産業革命期イギリス農業労働者と犯罪—密猟を中心として—」『土地制度史学』第120号, 1988年7月がある。

(31) V. A. C. Gatrell et al. (eds.): *Crime and the Law. The Social History of Crime in Western Europe since 1500*, London 1980, pp. 1f.

(32) Thompson: *Whigs*, pp. 260f.

(33) Thompson: *Whigs*, pp. 261ff.

(34) Hay et al.: *Albion's Fatal Tree*.

(35) Hay: "Property, Authority and the Criminal Law", in: *Albion's Fatal Tree*, pp. 25f.

に残虐な刑法が存在したにもかかわらず死刑執行が減少していった原因を解明する。その際イデオロギーとしての刑法が1) 威厳, 2) 正義, 3) 慈悲の三つの側面から考察される。そして18世紀イギリスにおいてはパターナリズムが支配的であり, 免罪がこうした慈悲の重要な役割を果たし, この免罪が絞首刑を支配階級の手に引渡すことになった⁽³⁶⁾というのである。

このように, Hayは支配階級による法の選択的な運用, 自由裁量による法の実施を重視し, 彼らのベゲモニーの貫徹のために法のイデオロギーが決定的に重要であったことを主張する。他方で, 支配階級の支配が保証されるのは民衆が支配階級の支配を黙認することに依存しており, それは保護 (patronage) によってもたらされたとみなす。残忍な刑罰制度によって維持されていた18世紀イギリスにおける社会統制は, 他方ではまさにこの保護主義⁽³⁷⁾によってはじめて可能であったというのである。

Hayは, 1982年にはこのような「下からの社会史」の観点に立脚しつつ統計的分析をも行なった⁽³⁸⁾。彼は, 18世紀イギリスのスタフォードシャーを対象に窃盗に対する告発件数と消費財価格との短期・中期の動向を中心に統計分析し, 戦時において価格変動と窃盗が密接な関係にあることを示した。価格変動はより軽い窃盗罪に大きな影響を与えた⁽³⁹⁾というのである。

Hayは, さらにこうした犯罪傾向の変化をもたらした諸要因を究明する。そしてここに, 前節で述べた犯罪性の統計分析の立場とは異なる「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究の独自性が明らかとなる。Hayは, 司法行政における制度的変化がさほど大きくはなかったとみなした。犯罪とは, 犯罪を定義し刑法を利用する支配階級によって創出されたものであるという考え方に対して, 貧困階級も歴史を形成し, 刑法の歴史さえも作り出すのであり, 貧困階級なしには刑法の歴史を理解することはできないと主張する⁽⁴⁰⁾。「窃盗と統制との境界で形成された民衆の態度を理解するまでは, 刑法を真に理解することはできない」とし, 単なる統計分析ではそれが可能ではないとして, 法を犯す貧困民衆と法を執行する支配階級との社会的緊張関係において犯罪と刑法を社会史的に解明する必要性を主張してやまない⁽⁴¹⁾のである。

1975年に出版された *Albion's Fatal Tree* における研究方向にもとづきながらさらに研究を深化させようとしたのが, 1980年に公刊された論文集 *An Ungovernable People* である。この論文集が解明しようとする課題は, 17, 18世紀イギリスの法を例に1) 権威の本質は何であったのか, 権力はどのように行使されたのか, 2) 法と正義は様々な階級と集団によってどのように了解された

注 (36) Hay: "Property", pp. 47f.

(37) Hay: "Property", pp. 56f., 62f.

(38) Hay: "War, Dearth and Theft in the Eighteenth Century. The Record of the English Courts", in: *Past and Present*, no. 95, 1982.

(39) Hay: "War", pp. 132ff. それに対し平時においては動員解除の危機が平時の恒常的な条件であり, 告発された犯罪は重罪のものが多くなったということである。Ibid., pp. 139ff., 143ff.

(40) Hay: "War", pp. 146ff., 152ff.

(41) Hay: "War", p. 159.

のか、3)法を利用したりあるいはその結果をさけるために人々はどのような仕方で自己を組織したのか、という三点から構成されている。⁽⁴²⁾

このように、この論文集では権力と権威の問題を支配する側と被支配者との間の緊張関係の中で捉える。その場合、法に対する民衆の側の批判は支配階級の権威ないし法に対してむけられたものではなく、逆に、支配階級の側の義務放棄に対してむけられたとされ、民衆が「法の支配」という規範にいかん影響を受けているかが示される。それに対して支配階級は、自己の自由裁量にもとづいて法を実施する戦略と戦術をとっており、支配階級と民衆との間の衝突は、このような「交渉」の過程において表現されるとみなされるのである。その意味において、この論文集は *Albion's Fatal Tree* や Thompson の著書によって開始された「下からの社会史」による犯罪史研究を乗り越える視点を提言したというよりは、それらにもとづいて研究を深化させようとするものであった。

このように、「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究は、刑法を社会的同意の体系として捉えるものではなく、また民衆の違法行為を権力に対する抵抗としてのみ把握するものでもない。「下からの社会史」は、犯罪と刑法を民衆と支配階級との間の緊張関係において把握するのである。この観点においては、民衆の犯罪は社会秩序に対する抵抗ではなく、「法の支配」という規範から逸脱した支配階級に対する抵抗とみなされ、民衆自身に「法の支配」に対する正当化と権威づけが見いだされる。他方で、支配階級は自己の権力を貫徹するために「法の支配」を必要とし、法はそのイデオロギーとして機能すると同時に、「法の支配」によって支配階級自身が規制されると捉えられている。換言すれば、「下からの社会史」は、法は生きた制度であり支配階級によって創出されるが、しかしそれは社会の根本的な矛盾と社会的対立・衝突の中で創出されるとみなすのである。

こうした「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究の成果に対しては、その後鋭い批判が展開された。その批判の一つは二階級対立の図式に対してむけられた。Langbein は、支配階級の側からの告発はまれであり、それゆえ、刑法を支配階級の積極的な手段とみなすのは誤りであると主張する。自由裁量による法の適用は、支配階級ではなく、むしろ支配階級とはいえない人々によってなされたというのである。⁽⁴³⁾ この Langbein の批判は、King によってさらに発展させられた。King は、18世紀刑法を利用したのはだれか、その中でだれが自由裁量権を握っておりどのような原則にもとづいて決定がなされたのかを問うた。刑法は Hay の主張するような一部のエリートによってではなく、社会の中間 (middling) グループないしそれ以下の人々によって利用されたばかりか、この中間グループは刑法の意志決定者、それゆえ権力所持者でもあったのである。したがって、自由裁量権は一部のエリートのみには制限されるのではなく、それ以外の様々な社会集団にも与えられており、刑法は18世紀社会の様々な社会集団がお互いに衝突し、協力した複合的に利用された権利

注 (42) John Brewer/John Styles (eds.): *An Ungovernable People. The English and their Law in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, London 1980, pp. 11f.

(43) John H. Langbein: "Albion's Fatal Flaws", in: *Past and Present*. no. 98, 1983.

であった。このように King は、18世紀社会における中間グループの重要な役割を重視し、彼らには権力が欠如していたわけではなく、地方レベルで有効な権威が与えられていたと主張し、Thompson や Hay の18世紀社会における二階級対立の図式を批判したのである。⁽⁴⁴⁾

ところで、「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究は主として18世紀イギリス社会を対象とするものであった。すでに述べたように、19世紀社会における犯罪性を取り扱う統計分析は工業化／都市化や都市性との関連において犯罪性を解明するものであった。「下からの社会史」の観点からみれば、19世紀における犯罪性がいかにみえてくるかは、両者の分析視角の相違点を認識するうえでも重要である。そこでここでは、19世紀イギリス社会の犯罪性についての「下からの社会史」的分析を概観しよう。Philips は1835年から1860年までの時期のイギリスの工業地帯（いわゆる Black Country）を例に、特に囚人と犯罪の犠牲者に焦点をあてて、犯罪と権威との関係を研究対象にした。いかなる犯罪が増加し、そこにいかなる動機が見いだされ、それに対して警察と司法制度がどの程度効果のあるものであったのか、また労働者階級の法に対する態度はどのようなものであり、はたして労働者階級と「犯罪階級」とは区別できるのかという問題を取り扱う。⁽⁴⁵⁾

Philips は統計分析によって犯罪動向を確認する。19世紀イギリスの工業地帯においては犯罪全般の増加ではなく、所有権侵犯の増加がみられた。しかもそれは、所有権侵犯そのものの増加よりはむしろ告訴件数の急増によるものであった。殺人のような危険に人々は身をさらすことはなくなり、また1830年代、40年代にみられた政治的暴力犯罪も1850年ごろには減少した。また、所有権侵犯のなかでも職業的な「犯罪階級」によるものはわずかで、小さな窃盗のような軽微な所有権侵犯がもっとも多かった。Philips はこうした変化を権力と民衆との関係において捉える。当局は現存の社会秩序に対する社会的・政治的脅威として犯罪を把握することをやめ、むしろ工業社会に内在する「正常な」問題として犯罪をみるようになったという。他方で Philips は、こうした当局の側の関心の変化は民衆の態度の変化に対応するものであると捉える。つまり、民衆は法を犯そうとはしたが、その正当性を否定しようとしたわけでも、また刑法に対して別の社会的・道徳的規範を設定しようとしたわけでもない。民衆は刑法の正当性を認めるようになったというのである。Philips は、労働者階級自らが犯罪の犠牲になった場合告訴制度を十分に活用していた事実に注目し、労働者階級が法の正当性を認めていたと主張する。労働者階級は一方で、時として警察権力の行使に摘対したが、全体としての法制度に敵対したわけではなく、逆に法制度の正当性を認めていたのである。⁽⁴⁶⁾

注 (44) Peter King: "Decision Makers and Decision-making in the English Criminal Law, 1750-1800", in: *Historical Journal*, 27, 1984, pp. 25ff., 51ff. Thompson に対する批判としては Innes/Styles: "The Criminal Wave: Recent Writing on Crime and Criminal Justice in Eighteenth-Century England", in: *Journal of British Studies*, vol. 25, no. 4, 1986, pp. 398f. 「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究の問題点としては Ibid., pp. 432ff. も参照。

(45) David Philips: *Crime and Authority in Victorian England. The Black Country 1835-1860*, London 1977.

(46) Philips: *Crime*, pp. 283ff.

このように Philips によれば、1850年以降犯罪はもはや政治的・社会的変革に結びつけられなくなり、工業社会に存在する社会問題とみなされるようになった。警察力や司法機構はその規模と範囲が拡大したが、それは社会的・政治的脅威の反映ではなく、数が多いがふつうの小さな犯罪に対してむけられたものであり、したがって犯罪は近代工業社会において「正常化」されたといふのである。⁽⁴⁷⁾

Philips が工業地帯における犯罪を権威と犯罪との関係において捉えたのに対し、Rudé は Philips と同様、囚人と犠牲者双方に焦点をあて「だれがだれから強奪したのか」という問いに答えようとするが、大都市の構造をもつ Middlesex(London)、農村的環境の Sussex、工業と田園のバランスのとれた Gloucestershire の三州を分析対象とする。⁽⁴⁸⁾ Rudé は犯罪がそれぞれの環境に特有な性格をもつものであるとみなしつつ、これら三つの州における共通点、すなわち、第一に、暴力犯罪ではなく所有権侵犯が最も多かったということ、第二に、犯罪者は主として労働者階級出身者であるのに対し、犯罪の犠牲者は中・上流階級であったということを析出した。その際 Rudé は、所有権侵犯と対人犯罪という従来の区別に対し、(一)利欲犯罪、(二)「社会的」ないし「生き残るための」犯罪、(三)抗議としての犯罪の三つの犯罪カテゴリーを区別する。この区別に立脚して犯罪の動向ならびに様々な犯罪類型を析出するために、Rudé は、従来のように穀物価格や賃金動向のような客観的要因ではなく、囚人が犯罪の動機としてあげている主観的要因を分析する。そして貧困、つまり第二の「生き残るための」犯罪類型がもっとも典型的であったとみなす。⁽⁴⁹⁾

さらに Rudé は、19世紀前半にはじめて導入され、19世紀中葉以降に組織化・効率化が進行した警察制度に言及する。この警察制度が暴力犯罪、少年犯罪の減少に影響を及ぼしたことを認めつつも、犯罪の主要な原因である貧困状況がこの時期になくなっていったことに犯罪動向に与えたもう一つの重要な要因を見だし、経済的要因と警察制度の相互関係に着目する。他方で19世紀前半のイギリスにおける刑罰の変化が言及される（死刑判決の減少と投獄・流刑の増加）。18世紀までの古い刑法の効力がなくなり、新しい支配階級の利害とイデオロギーに対応して刑法と刑執行が変化していったとみなされる。⁽⁵⁰⁾

こうして Rudé は、犯罪者と犠牲者との関係を分析することを通して、「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究が究明してきた問題、つまり、支配階級と民衆との社会的対立の問題に至る。犯罪者の側からみれば、「利欲」犯罪は社会に対立するものではなく、「生き残るための」犯罪も経済的困窮によるものであり、Rudé は、この「生き残るための」犯罪が決して「階級戦争」という性格をもつものではないとみなす。他方で彼は支配する側からもこの問題を捉え、19世紀前半に行

注 (47) Philips: *Crime*, p. 289.

(48) George Rudé: *Criminal and Victim. Crime and Society in Early Nineteenth-Century England*, Oxford 1985.

(49) Rudé: *Criminal*, pp. 79ff.

(50) Rudé: *Criminal*, pp. 89ff., 99f., 102ff., 115f.

なわれた刑法ならびに刑事司法の改正は18世紀と比較すると新しい形態の制度であると主張する。それは新しい階級体制、新しい階級支配の表現であり、より効率的で、残忍性はより減少し、「階級戦争」という性格をもつものではなかった⁽⁵¹⁾というのである。

このようにみえてくると、18世紀を対象とする「下からの社会史」にとっては、刑法は18世紀の不平等な社会秩序を統合する本質的な機構とイデオロギーであり、人々を規律化し、社会に対する人々の理解を形作る理念体系としての能力をもったのである。こうした観点においては、法が古い統制手段にかかわり、権威のための正当化の主要な源泉としての宗教に代替する能力が過大評価される。前節で詳述したように、工業化／都市化と犯罪性との関係は単純なものではないが、19世紀を対象とする「下からの社会史」にとっては、一方で工業社会の発展による貧困状況の改善、他方で刑法の改正と警察・司法制度の改正と効率化という要因が過大評価されることになる。この要因によって犯罪類型が変化したもの⁽⁵¹⁾と捉えられる。ただし、Philips は、民衆が社会秩序に敵対しようとしなくなり、逆に法体系を利用するようになることによって、犯罪が社会の中に内部化される点を強調し、その意味において民衆の側の積極的な統合契機に重点をおいたのに対し、Rudé は、19世紀の刑法と刑事司法が新しい形態を付与され、経済的発展の安定化作用と相互に関係することによって、新しい階級支配の表現となった点を強調し、支配する側の積極的な統合契機に重点をおいているように思われる。

このように、「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究は、その分析の対象時期を18世紀から19世紀に移行させてきているように思われるが、この対象時期の推移は分析視角の変化を内包するものでもあった。それは、Thompson や Hay の「下からの社会史」研究が18世紀イギリス社会の階級対立と衝突の上に展開する国家権力と民衆の抵抗との緊張関係において犯罪と刑法を分析したのに対し、19世紀イギリス社会を対象とする場合には国家権力の社会的規律化の戦略を重視するという方向に傾きつつあったことに現われている。これは、後者が間接的にはあるが、Foucault の『監獄の誕生』に影響されたことによるものでもあったと思われる。

ところで、Foucault の『監獄の誕生』はイギリスの犯罪史研究においてはほとんど触れられることのないままに終わっていたが、現在でもなおその傾向は根強く残っている。そうした中で、Ignatieff は、Foucault に依拠した研究を行なった。彼は1750年から1850年までのイギリス社会を対象に、刑罰の歴史的展開において国家の規律権力の果たす役割を重視し、懲治監獄が、労働者階級の中で逸脱行為に走る者を社会的に規律化する制度組織の一つとして機能した点を強調した⁽⁵²⁾。し

注 (51) Rudé: *Criminal*, pp. 118ff.

(52) Michael Ignatieff: *A Just Measure of Pain. The Penitentiary in the Industrial Revolution, 1750-1850*, London 1978; Ignatieff: "State, Civil Society and Total Institutions. A Critique of Recent Social Histories of Punishment", in: Stanley Cohen/Andrew Scull (eds.): *Social Control and the State*, Oxford 1983, pp. 79ff.

かしくした見方は、刑罰制度の変化とそこにおける国家権力の規律能力を過大に評価してしまうという弊害に陥った。この点については Ignatieff 自身が1983年に自己批判し、犯罪史研究の方向転換を主張するに至った。Ignatieff は国家権力の社会的規律化の能力ではなく、彼いうところの「市民社会の社会過程」、すなわち、警察、裁判所、監獄のような諸組織の中で犯罪が確認される社会過程を重視する。道徳と刑罰における規律化は、国家によってではなく市民社会を通して行なわれ、監獄の機能は、制裁と規制の目に見えない全体の枠組みの中での監獄の位置が分析されてはじめて理解可能であるという。その際 Ignatieff は、法廷が扱う氷山の一角としての犯罪ではなく、その背後にあるいわゆる「暗数」としての犯罪のネットワークを研究対象にすることを唱え、それによって秩序、権威、法、刑罰の新しい社会史をめざそうとするのである。⁽⁵³⁾

この Ignatieff が主張する方向転換は、Foucault の国家権力の社会的規律戦略からの離反を示唆しているが、他方では「社会統制」概念を変容させて歴史学のタームとして利用する試みを意味するものであった。Philips は Thompson や Hay の「下からの社会史」と Foucault のいう規律化戦略とを結びつける形で将来の犯罪の社会史研究の方向を構想した。19世紀においては、18世紀におけるようなインフォーマルな体制はもはや通用せず、下からの新しい「社会統制」制度が必要となり、他方でそれに対する労働者階級の側の抵抗が生じたとして、新しい統制制度と階級衝突とのあいだで警察、法、刑罰を理解することの重要性を指摘したのである。⁽⁵⁴⁾

第三節 犯罪の制度史的研究

本節で考察の対象とする犯罪の制度史的研究は、前節で述べた「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究との緊張関係のなかで発展してきたと思われる。とりわけ Foucault の影響を受けた Ignatieff や Philips の「下からの社会史」研究は、Thompson や Hay の犯罪史研究とここでとりあげる犯罪の制度史的研究のあいだをいわば間接的に媒介したと考えられる。「下からの社会史」の観点からの犯罪史研究の中で、Foucault から影響を受けつつも、それを自己批判しようとしたところに、犯罪の制度史研究へとむかう可能性が開かれたと思われる。

こうした方向転換をさらに推し進め、犯罪と刑事司法との複雑な関係に関する実証的な歴史研究を行なったのは、Beattie ⁽⁵⁵⁾ である。彼は一方で統計分析を行ないながら、他方で国家権力の規律能力にもまた民衆の抵抗力にも片寄ることのない犯罪史研究をめざすのである。Beattie は分析の重点を刑事訴訟手続きに置き、犯罪の形態と規模を刑法と刑事司法制度との関係において把握しようとする。犯罪史研究はそれによって新たな局面をむかえることになった。違法行為や犯罪から、刑

注 (53) Ignatieff: "State", pp. 86, 99ff.

(54) Philips: "A Just Measure of Crime, Authority, Hunters and Blue Locusts": The 'Revisionist' Social History of Crime and the Law in Britain, 1780-1850", in: *Social Control and the State*, pp. 66f.

(55) John M. Beattie: *Crime and the Courts in England, 1660-1800*, Oxford 1986.

事司法制度と結びついた過程、換言すれば、行政史へと研究の重点が移動することになったのである。

Beattie は、刑法と刑事司法制度両面において大きな変化のあった17、18世紀のイギリス Surrey 州（具体的には1660年から1800年までの時期）を対象に、告訴された犯罪の形態・規模と刑法・刑事司法制度とのあいだの関係、そしてそれぞれの変化を広い社会的文脈において捉えようとする。換言すれば、表題が示すように「犯罪と法廷」との関係を問題にするのである。「下からの社会史」が「社会的犯罪」のような広義の様々な犯罪を対象とし、その社会的・経済的・政治的情況を分析してきたのに対し、Beattie は重罪の対人犯罪と所有権侵犯を対象とする。それは、同時代人が「犯罪」について頭に描き、犯罪が統制されなくなったと心配し、社会の平和と安定が脅かされていると考えるのも、また刑事司法が日々取り扱うのも重罪であったという理由からである。彼は、なによりも重罪を分析することによって「犯罪と法廷」との関係が明らかになると考えるのである。⁽⁵⁶⁾

さて、Beattie の研究は二部から成り、第一部で重罪の訴訟手続きの問題が考察される。警察は関与せず、告訴人の大部分は被害者であり、私的な告訴体系が存在していたという。そこでは、被害者が告訴するかどうかは、被害者と被疑者との人的関係、被害者の法と法廷観、地域共同体の調和への影響によって決定されていた。また、インフォーマルな制裁が機能しており、それゆえ、被疑者が共同体の中で地位のないアウトサイダーである場合に告訴がなされることが多かったのである。さらにBeattie は所有権侵犯の中での告訴人の内訳を分析する。ジェントルマンや旧エリートはわずかであり、商人、製造業者とならんで職人がもっとも多く、労働者、召使い、不熟練労働者も少なからず存在していた事実をつきとめる。あらゆる条件の人々が告訴に踏み切っており、職人や労働者は窃盗に無関心ではなく、刑法に敵対的でもなく、また法廷からしめ出されていたわけでもなかった。Beattie は、刑法と刑事司法の正当性は社会層に関係なく、かなり広範に認められていたと主張するのである。⁽⁵⁷⁾

Thompsonらが、民衆が食糧暴動において自己規律をもっていたと主張していたのに対し、Beattie は、民衆が敵とみなした個人に対する民衆の暴力犯罪は時にきわめて残忍であり、当局のコントロールを超えるものであり、自己規律をもっていたとはいえず、そのため18世紀後半には暴力に対する反感が生ずるに至ったと捉える。⁽⁵⁸⁾ 所有権侵犯については、農村部では18世紀中頃まで長期的に告訴件数が減少したものの18世紀中頃以降は増加した。それに対し、ロンドンでは所有権侵犯の告訴件数は一貫して上昇を続け、しかも年によって大きな変動を示していた。そこから Beattie は、

注 (56) Beattie: *Crime*, pp. 7f.

(57) Beattie: *Crime*, Chap. 2, 4, pp. 193ff.

(58) E. P. トムスン「1790年以前のイギリスにおける社会運動」『思想』no. 663, 1979年9月号, 同「民族学・人類学・社会史」『思想』no. 757, 1987年7月号, また Thompson らの研究については近藤和彦「民衆運動・生活・意識—イギリスの社会運動史研究から—」『思想』no. 630, 1976年12月号, 松村高夫「イギリスの『文化的マルクス主義』」江口英一・相沢与一編『現代の生活と「社会化」』労働旬報社 1986年所収, 参照。

(59) Beattie: *Crime*, Chap. 3, pp. 134ff.

所有権侵犯は経済的困窮ではなく、非合法の手段で収入を補充していた「犯罪階級」によるものであるとみなす。そして、ロンドンにおいてはかなり早い時期から、一方農村部では18世紀中頃から所有権侵犯の増加とその社会的意味が変化したと捉え、その背後に刑法と刑事司法における変化を求めるのである。⁽⁶⁰⁾ 刑法、刑事訴訟法、刑事司法制度におけるこの変化が第二部の課題となる。

さて、第二部においては刑事裁判の形態、陪審の決定、刑罰の種類が分析される。まず、18世紀刑事裁判の主要な特徴が明らかにされ、陪審の審議が厳格ではなく、法廷も厳粛ではなかったことが示される。しかしそれは、刑事司法の自由裁量権と裏腹の関係にあった。陪審員や判事は証拠や反論に注意を払わず、囚人の「性格証拠」や名望家の「推薦」を重視し、それが恩赦の重要な要素となったというのである。陪審員や判事は、囚人に関する個人情報をもとに決定を下したが、その際、彼らがどのような刑罰観をもっていたかが重要であったという。⁽⁶¹⁾ 刑罰の種類変化が最後の二章の分析課題である。

刑罰の分析において Beattie は 1) 法廷がどのように死刑を管理したのか、2) 死刑に代って流刑、監獄という刑罰類型が出現したが、その変化は何を意味していたのかを明らかにしようとする。そして Beattie はまさに刑罰においてもっとも大きな変化があったことを確認する。死刑に代って、まず18世紀初めから流刑が、18世紀中頃以降はこれに加えて監獄が登場する。これによって重罪犯人と死刑判決を受けた所有権侵犯の数が減少することになった。Beattie は、刑罰の人間化、効率性、公正さ、人間性への関心の高まりを18世紀後半のいわゆる「改革」の時代ではなく、すでにこの時期に見いだすのである。そしてこの変化は、肉体を攻撃する刑罰から心と魂を攻撃する刑罰への変化を意味するものであった。ここに、引用はされていないが Foucault の影響をみることができよう。⁽⁶²⁾

このように、Beattie は犯罪と刑法・刑事司法の相互関係を分析した。18世紀刑法は社会のエリートに彼らの影響力と地方的権威の基礎を与えたが、他方で地域共同体の紛争を解決する手段として地域共同体全体にも貢献していた。陪審員と判事は自由裁量権を行使して死刑対象者を選択していたが、しかしこうした制度は地域共同体では18世紀後半にはうまく機能せず、ロンドンではすでに17世紀末から力を失っていたという。貧民層の犯罪（とりわけ所有権侵犯）の増加は、所有階級にとってばかりでなく、普通の人々にとっても脅威と感ぜられ、犯罪階級の産物であるとみなされ、それが監獄の出現と結びついていったのである。⁽⁶³⁾

換言すれば、Beattie は、犯罪が刑法と刑事司法制度の変化の原動力として機能していたとみなし、犯罪と刑法と刑事司法の変化を社会の変化と結びつけたのである。しかも彼の分析の特徴は、

注 (60) Beattie: *Crime*, Chap. 5

(61) Beattie: *Crime*, Chap. 7, 8, pp. 440ff.

(62) Beattie: *Crime*, Chap. 9, 10.

(63) Beattie: *Crime*, pp. 621ff., 603f. 他面ではこうした死刑から監獄への変化には、被告人に弁護士を導入する権利が与えられ、個人の権利が保障されるようになり、刑事裁判が変化したことと関係していた。Beattie: *Crime*, pp. 626f., 635.

第一に、小さな犯罪ではなく、18世紀後半には支配階級ばかりか社会にとっても脅威とみなされた「犯罪階級」の重罪を分析対象としたことにある。第二に、刑法を支配階級のイデオロギー的権力手段に制限せず、刑法から社会における権力関係を導かなかつたことにある。それは、Beattie が、刑法のみならず、刑事訴訟手続きに分析の重点をおいたことによるものである。Beattie は、刑事訴訟手続きの過程において現われる犯罪者と法廷との社会的・政治的関係を通して社会構造の分析へとせまろうとしたのである。「下からの社会史」では、犯罪現象が、刑法を軸に支配階級と民衆との社会的対立・衝突において把握されていたのに対し、Beattie においては、刑事訴訟手続きを軸に、「犯罪階級」に対抗する社会諸階級のあいだの同意のメカニズムが強調されることになる。Beattie の研究によって、犯罪の社会史研究は新たな段階をむかえたといっても過言ではなからう。このように、Beattie の研究は犯罪の社会史研究に新しい方向を与えるものであることが明らかとなる。こうした犯罪史研究の方向転換は、国家権力の規律化をも、また民衆の「下からの」抵抗をも過大評価することなく、両者が社会の中で対峙する刑事訴訟手続きに注目することによって、刑事司法制度が犯罪と刑法との複雑な関係において捉えられることによってはじめて可能となったのである。⁽⁶⁴⁾(続)

(経済学部助教授)

注 (64) なぜこうした方向転換が生じたのかについては、Innes と Styles は、制度史研究が国家権力の手段として刑事司法をみるようになったこと、18世紀犯罪史研究と社会学との相互作用により、国家論の影響を受けるようになったということ、法制史の側からの影響があること、の三つをあげている。Innes/Styles: "Criminal Wave", pp. 385ff. イギリスにおける犯罪と社会に関する歴史研究を総括する試みとして Clive Emsley: *Crime and Society in England, 1750-1900*, London/New York 1987 を参照。